

令和 7 年 9 月 1 日

赤穂市病院事業
管理者 高原 秀典

赤穂市民病院寝具・リネン総合管理業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

赤穂市民病院寝具・リネン総合管理業者について、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定するので、参加を希望する者は、本実施要領に基づき参加申込書等を提出してください。

1 件名

赤穂市民病院寝具・リネン総合管理業務

2 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年）

※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 号の 3 の規定による長期継続契約とし、本件契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算における本件契約の減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を変更又は解除するものとします。

3 業務実施場所

赤穂市民病院（兵庫県赤穂市中広 1090 番地）

赤穂市民病院研修医宿舎（兵庫県赤穂市加里屋 3289 番地 1）

4 業務内容

- (1) 寝具類等（入院患者用、診療用、当直・仮眠室用外）の賃貸借及び更生
- (2) リネン類、衣料品等（病院所有品）の院外洗濯業務
- (3) リネン類管理業務（リネン在庫管理、回収・搬送、病室、当直室等ベッドメイキング）
- (4) その他上記業務に関連して必要と認められる業務

※ 詳細は赤穂市民病院寝具・リネン総合管理業務共通仕様書に記載のとおり。

5 参加要件

本プロポーザルに参加する者は、仕様書等の内容を熟知し、業務内容を十分に理解の上、次の要件を全て満たす者としてします。

また、本件業務の一部を第三者へ再委託する場合については、再委託先についても同様に全ての条件を満たすこと。

- (1) 参加申込書提出時点で、赤穂市入札参加資格者名簿（物品納入も含む）に登録されている者であること。
- (2) この公告の日以後から契約締結の日までの間に、赤穂市指名停止基準（平成 19 年赤穂市訓令甲第 60 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 当院との協議及び調整に十分な能力を有し、契約、本件業務の実施及び諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。
- (8) 日本国内において、150床以上の病院における寝具類賃貸借契約、院外洗濯業務及びリネン管理業務のうち2種類以上の契約（包括契約でも可）を、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、3年以上継続した実績を有すること。
- (9) （一財）医療関連サービスマーク振興会による「寝具類洗濯業務」に係る医療関連サービスマークの認定を受けた工場を有すること。

6 参加申込書等の提出期間及び提出方法

参加を希望する者は、次のとおり参加申込に係る書類（以下「申込書類等」という。）を提出してください。

なお、郵送の場合は下記提出期間に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は参加者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

- (1) 提出期間 令和7年9月12日（金）から令和7年9月19日（金）まで
- (2) 方 法 郵送又は持参（平日：午前9時から午後5時まで）
- (3) 提 出 先 赤穂市民病院（本館4F） 総務課管理係
住所：赤穂市中広1090番地
- (4) 書 類
 - ア プロポーザル参加申込書（様式第1号・指定） 【1部】
 - イ 会社案内・会社概要書 【1部】
 - ウ 直近2ヶ年の会計年度における決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書） 【1部】
 - エ 納税証明書（国税・地方税） 【1部】
 - オ 医療関連サービスマーク認定証書の写し 【1部】
 - カ 業務実績及び実績を証する書類 【1部】
本実施要領5(8)に該当するものを一覧表にて作成（※様式任意）し、それらの業務に係る契約書等の写しを添付してください。
- (5) 特記事項
 - ア 事故等により提出期間内に申込書類等が到達しなかった場合でも異議を申し立てることはできません。
 - イ 提出した申込書類等は、引換え、書換え、撤回等はできません。

7 現地確認

企画提案書の作成に当たり、現地の確認を希望する場合は、電子メールにより下記のとおり申請してください。

- (1) 実施期間 令和7年9月3日（水）から令和7年10月2日（木）まで
- (2) 時 間 午前9時から午後5時までの時間において協議のうえ決定する
- (3) 申請方法 電子メール

Email : hp_soumu@city.ako.lg.jp

宛先 赤穂市民病院総務課管理係 宛

（最終受付：令和7年10月1日（水）午後5時まで）

8 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問については次のとおり質問書を提出してください。

- (1) 受付期間 令和7年9月2日（火）から令和7年10月3日（金）午後5時まで
（受付期間最終日の午後5時を過ぎて提出された質問書は受け付けません）
- (2) 提出方法 質問書（様式第2号）を電子メールにて提出。
Email : hp_soumu@city.ako.lg.jp
赤穂市民病院総務課管理係 宛
- (4) 回答方法 令和7年10月10日（金）までにホームページに掲載

9 参加資格審査結果の通知

申込書類等に基づき参加資格等について審査を行い、令和7年9月29日（月）までに審査結果を通知します。

10 企画提案書の提出

申込書類等審査結果と併せて企画提案書の提出要請を受けた参加者は、「11 提案内容」に従い、企画提案書（任意様式）をA4縦長ファイルで9部、見積書（様式第3号・指定）を1部作成し、持参又は郵送で提出してください。企画提案書に記載する内容は、実施義務事項として提案者が提示し、契約するものであることに留意してください。

なお、郵送の場合は企画提案書受付期間に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は参加者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。

令和7年10月31日（金）までにプレゼンテーション及びヒアリングの実施日時を通知します。

- (1) 受付期間
令和7年10月20日（月）から令和7年10月24日（金）まで
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）
- (2) 提出先
赤穂市民病院（本館4F） 総務課管理係（住所：赤穂市中広1090番地）
- (3) 特記事項

ア 提出した企画提案書等は、引換え、書換え、撤回等はできません。

イ 企画提案書に記載する内容は、実施義務事項として提案者が提示し、契約するものであることに留意してください。

11 提案内容

企画提案書の作成にあたり、次の事項について提案してください。

- (1) 経営方針について
 - ・自社の経営理念（社訓・業務方針等）及び従事者への浸透方法について
 - ・公立病院の業務受託者としての法令遵守等の考え方について
- (2) 管理体制について
 - ・指揮命令系統及び管理・責任体制について
 - ・洗濯物、寝具類（レンタル品）の集配計画について
- (3) 洗濯業務について
 - ・洗濯工場の規模・バックアップ体制について（安定したラインの確保等）
 - ・トラブル発生時の体制確保について（取り違え、紛失、汚損等）
- (4) リネン管理業務について
 - ・業務体制について
 - ・従事者の質（接遇等）の確保について
- (5) 寝具類賃貸借について
 - ・供給体制について
 - ・レンタル品の品質等について（レンタル予定の寝具類の紹介・PR等）
- (6) その他独自提案について
 - ・業務の新規提案・創意工夫について（経費削減のための提案・創意工夫等）

1 2 選定方法

- (1) 赤穂市民病院寝具・リネン総合管理業者選定委員会において、申込書類等の審査及びヒアリングを行い、提案内容、財務諸表及び提案価格を評価基準に基づき総合的に審査し、合計評点数が最上位の者を優先交渉権者として選定します。また、次点交渉権者も併せて選定します。
 なお、採点において、最終得点が60点未満となった場合又は提案内容のうち1項目でも得点が0点となった場合には、優先交渉権者に選定されません。
- (2) 優先交渉権者は、価格等協議のうえ、赤穂市病院事業の決定を受けることにより当院寝具・リネン総合管理業者となります。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行うものとします。
- (3) 提案者が1者であっても、審査の結果、提案内容が仕様を満たしており、一定の審査基準に達していると認められる場合は、優先交渉権者として選定することとします。
- (4) 審査結果については、すべての参加者に、令和7年11月21日（金）までに通知します。
 また、後日ホームページにより公表します。

1 3 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングの方法

- (1) 期 間 令和7年11月6日（木）から令和7年11月14日（金）までの間で指定する日
- (2) 時 間 午前9時から午後5時までの指定する時間
- (3) 場 所 赤穂市民病院 （別館会議室又は3階講義室）
 赤穂市中広1090番地
- (4) 方 法 ア 時 間 プレゼンテーション 20分以内
 ヒアリング 10分程度
 （設置、片付けに別途10分程度を見込む）

イ 出席者 4名以内

ウ 機器等 プロジェクター及びスクリーンについては、赤穂市民病院が準備しますが、説明用機器については、提案者が用意してください。

1 4 無効となる参加申込

参加者が次のいずれかに該当する場合は無効の申込とします。

- (1) 本実施要領 6 (1)に定める提出期間を過ぎて申込書類等が赤穂市民病院総務課管理係に到着したもの
- (2) 申込書類等に不備若しくは虚偽の記載があった場合
- (3) 参加要件を満たしていない者又は満たすことができなくなった場合
- (4) 本件に関して不正な行為又は公平さを欠く行為等があったと当院が認める場合

1 5 プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止又は取消すことがあります。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を当院に請求することはできません。

1 6 異議の申立て

参加者（参加の申し込みを行った者）は、本プロポーザルの実施後、この公告及び関係法令等の当該プロポーザルに係る条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

1 7 契約形態

次の各契約書を個別に締結します。

- ア 寝具賃貸借契約（単価契約）
- イ 洗濯業務委託契約（単価契約）
- ウ リネン管理業務委託契約

1 8 審査項目

赤穂市民病院寝具・リネン総合管理業社選定評価基準表のとおりとします。

1 9 その他の注意事項

- (1) 参加申請に係る全ての費用は、参加者の負担とします。
- (2) 参加者が提出する書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、当院は、必要がある場合は、参加者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、この公募型プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合があります。
- (3) 提出された書類は、一切返却いたしません。
- (4) 提案に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- (5) 本プロポーザルは、書面による申立により何時でも参加を辞退することができます。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングに不参加の場合は、辞退とみなします。

20 企画提案書作成等に係る問い合わせ及び各書類提出先

〒 678-0232 兵庫県赤穂市中広1090番地

赤穂市民病院総務課管理係 （担当：小河）

電 話 ：（0791）43-6415

Email : hp_soumu@city.ako.lg.jp

プロポーザル実施日程表

項 目	期 日
1 プロポーザル実施の告示 (公告・募集要項の公表)	令和7年 9月 1日 (月)
2 質問書の受付	令和7年 9月 2日 (火) から 令和7年10月 3日 (金) まで
3 現地確認	令和7年 9月 3日 (水) から 令和7年10月 2日 (木) まで
4 質問書に対する回答	令和7年10月10日 (金)
5 参加申込等の受付	令和7年 9月12日 (金) から 令和7年 9月19日 (金) まで
6 参加資格審査の結果通知	令和7年 9月29日 (月) (予定)
7 企画提案書の受付	令和7年10月20日 (月) から 令和7年10月24日 (金) まで
8 プレゼンテーション及びヒアリング (別途通知)	令和7年11月 6日 (木) から 令和7年11月14日 (金) まで
9 選定結果通知	令和7年11月21日 (金) (予定)
10 契約に向けた打合せ	令和7年11月25日 (火) から 令和7年12月下旬 まで
11 契約締結	令和8年 4月1日 (予定)